

第1章 計画の基本的事項

1. 計画改定の趣旨

坂出市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は坂出市環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）第8条に基づく地域の環境に関する総合計画であり、環境基本条例の基本理念を具体化するため、計画の推進主体とその役割、将来の具体的目標、目標実現のための施策などを定めた本市の環境施策の方向性を示すものです。

本市では、平成15年に環境を巡る国内外の動向を踏まえ、環境施策を総合的・計画的に推進するため、快適な環境の保全および創造についての基本理念を定めた環境基本条例を制定、施行し、この条例に基づいて、平成19年3月に環境基本計画を策定しました。この計画では、計画期間を平成19年度から平成27年度の9年間とし、快適な環境の保全および創造に向けて、各種施策を展開してきました。

その後の平成28年3月にはこれまで実施してきた施策を評価したうえで、地球温暖化対策や循環型社会の実現に向けた国内外の現状を踏まえ、環境基本計画を改定しました。計画期間を平成28年度から令和7年度までの10年間とし、環境施策を総合的・計画的に推進してきました。

しかしながら、年数が経過し、環境基本計画に記載している資料のデータ等が古くなってきたこと、また令和3年9月に「2050年までに二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明したことなど環境に対する本市の状況が変化したことを踏まえ、目標年次より前である令和4年度に中間見直しを行いました。

その後も、令和6年3月に「坂出市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編・気候変動適応計画）」を策定し、二酸化炭素などの温室効果ガスを令和12年度に平成25年度比で51%削減する目標を掲げ、市民や事業者と連携し、地域全体で温室効果ガス排出量の削減に向け取組を進めています。

このような状況を踏まえて、前計画の令和7年度での計画期間終了に伴い、本市の環境行政をさらに推進するため、新たな環境基本計画を策定することとしました。



図 1-1 （写真）坂出市役所 庁舎

2. 計画の位置づけ

本計画は、「坂出市まちづくり基本構想」を環境面から推進する部門別計画として位置づけられるものであり、本市が策定する他の個別計画や事業等に対して、環境の保全および創造に関する総合的で長期的な目標と施策の基本的方向を定めるものです。

また、関連法令や上位計画に当たる国・県の環境基本計画、および坂出市まちづくり基本構想等とは次のような関係になります。

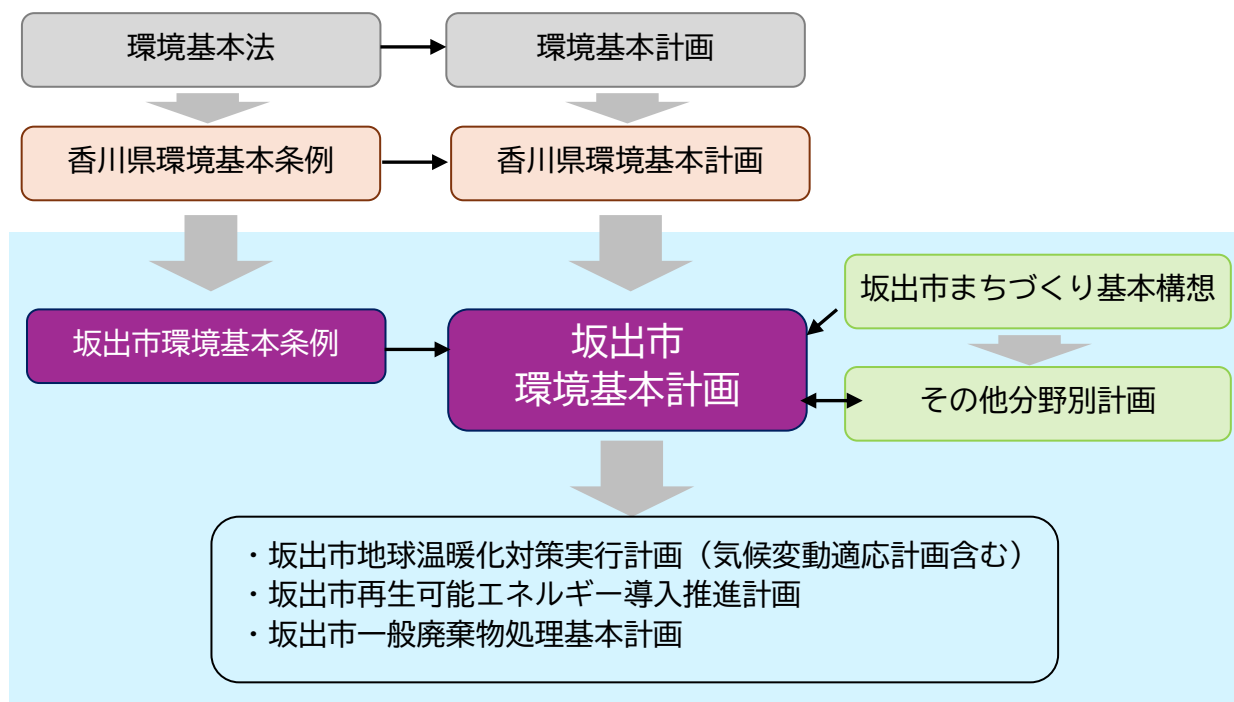


図 1-2 環境基本計画の位置づけ

3. 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

また、概ね5年ごとに見直しを行います。計画の進捗状況や社会情勢、市民ニーズ等に変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

4. 計画の対象

(1) 推進主体とその役割

本計画で掲げた基本理念や目標を実現するため、市民・事業者・行政それぞれが計画の推進主体となり、地域が一体となって連携・協働のもと取り組んでいく必要があります。各主体は次のような役割を担います。

【市民の役割】

市民は、日常生活で資源の有効利用、エネルギーの節約、ごみの減量やリサイクルなどに努め、水質汚濁防止、環境美化などに心がけて、良好な環境の保全と創造に自主的に取り組み、住み良い環境づくりを進めることが必要です。

環境にやさしいライフスタイルの確立に努めるとともに、本市が実施する環境施策に積極的に参加することが求められます。

【事業者の役割】

事業者は、地域社会の一員として、環境への負荷が少ない社会の形成に寄与する役割を担います。このため、製造・加工・流通・販売等の各段階において環境への影響を十分に検討し、公害の防止、再生資源の使用、リサイクルの推進などに積極的に取り組むことが必要です。

事業活動は環境に与える影響の大きさを十分に認識して、本市が実施する環境施策へ積極的に参加することが求められます。

【行政の役割】

行政は、市民共有の財産である環境資源を適切に保全し、豊かで快適な環境の保全と創造を図る責務を有しています。

このため、本市が自ら行う施策では、構想・計画・実施等の各段階で、率先して環境に配慮した行動をとる必要があります。また、市民や事業者が自主的な取組を行えるよう支援し、環境に関する情報の提供や環境教育・学習を推進し、地域と一体となった環境施策を進めることが必要です。

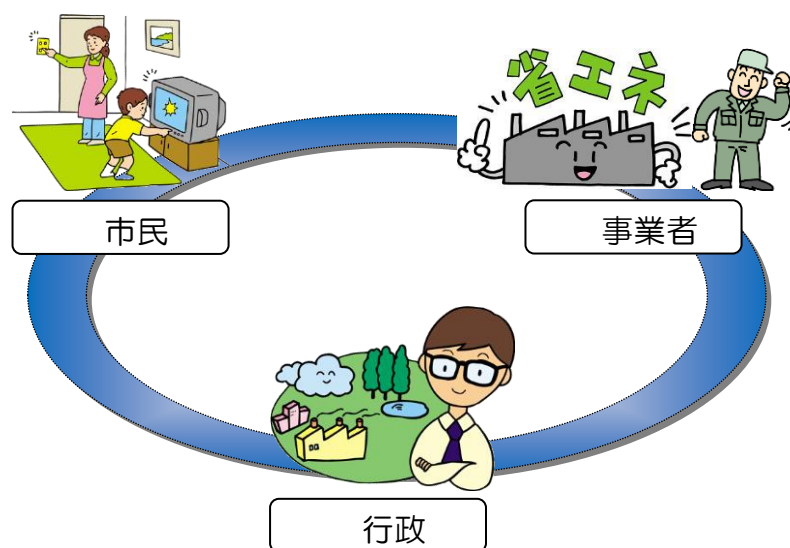


図 1-3 地域と一体となって取り組む環境施策

(2) 対象地域

対象とする地域は坂出市全域とします。

ただし、自然環境や地球環境などに関する事項については、県や周辺市町などと連携し、広域的に計画を実施することが必要です。そのため広域的な連携についても必要に応じて検討します。

(3) 環境の範囲

本計画では、「気候変動・脱炭素」、「自然環境」、「資源循環」、「生活環境」、「地域の基盤づくり」を環境の範囲とします。

表 1-1 環境の対象範囲

環境範囲	環境要素
気候変動・脱炭素	気候変動、地球温暖化など
自然環境	自然環境、動植物、公園、景観など
資源循環	一般廃棄物、産業廃棄物など
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動など
地域の基盤づくり	ひとづくり、教育など



図 1-4 (写真) 香風園 (街区公園、坂出市指定文化財)

5. 国内の動向

(1) 第6次環境基本計画

令和6年5月に閣議決定された国の「第6次環境基本計画」においては、冒頭文に「本計画は強い「危機感」に基づいている。」とあり、「気候変動」、「生物多様性の損失」及び「汚染」という3つの危機に直面し、地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）を超えつつあると問題提起しています。

そして、環境・経済・社会すべてにおいて、特に令和12年までの期間を「勝負の年」とし、この間における選択や実施する対策が、現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いという点に言及しています。

そこで、環境を基盤とし、環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上への高度化を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる文明の実現、持続可能な社会としての「循環共生型社会」をめざし、環境基本法第1条の趣旨を踏まえ、「現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」を最上位の目的としています。

- 3つの危機「気候変動」、「生物多様性の損失」、「汚染」に直面
- 経済社会システムを「脱炭素（カーボンニュートラル）」、「循環型（サーキュラーエコノミー）」、「自然再興（ネイチャーポジティブ）」等の統合・シナジー
- 目的は「環境保全とそれを通じた現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング/高い生活の質」をもたらす新たな成長」
- ビジョンとして持続可能な「循環共生社会」（環境負荷の総量削減、地下資源依存から地上資源基調へ）
- 市民社会、地域コミュニティの共進化

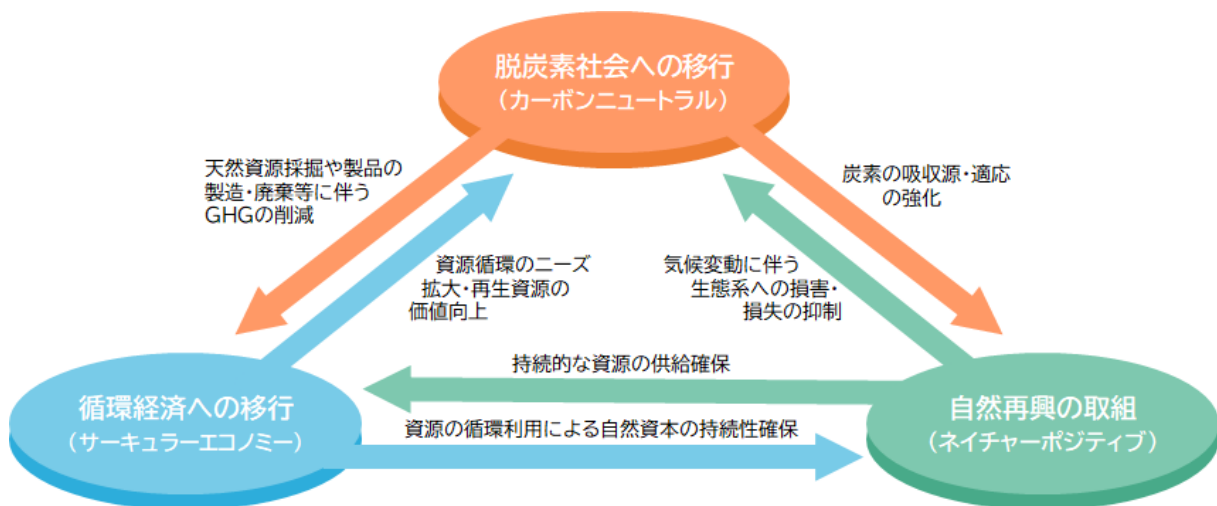


図 1-5 希望や活力ある未来につながる地域循環共生圏 (=ローカルSDGs) の創造
出典 第6次環境基本計画に向けた基本的事項に関する検討会（第2回）資料より作成

(2) 地球温暖化対策計画

令和7年2月に閣議決定された国の地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画で、令和3年10月閣議決定した前回の計画を改定し、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す、新たな削減目標及びその実現に向けた対策・施策を位置付けており、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩んでいくことを示すことで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させ、排出削減と経済成長の同時実現に資する地球温暖化対策を推進していくこととしています。

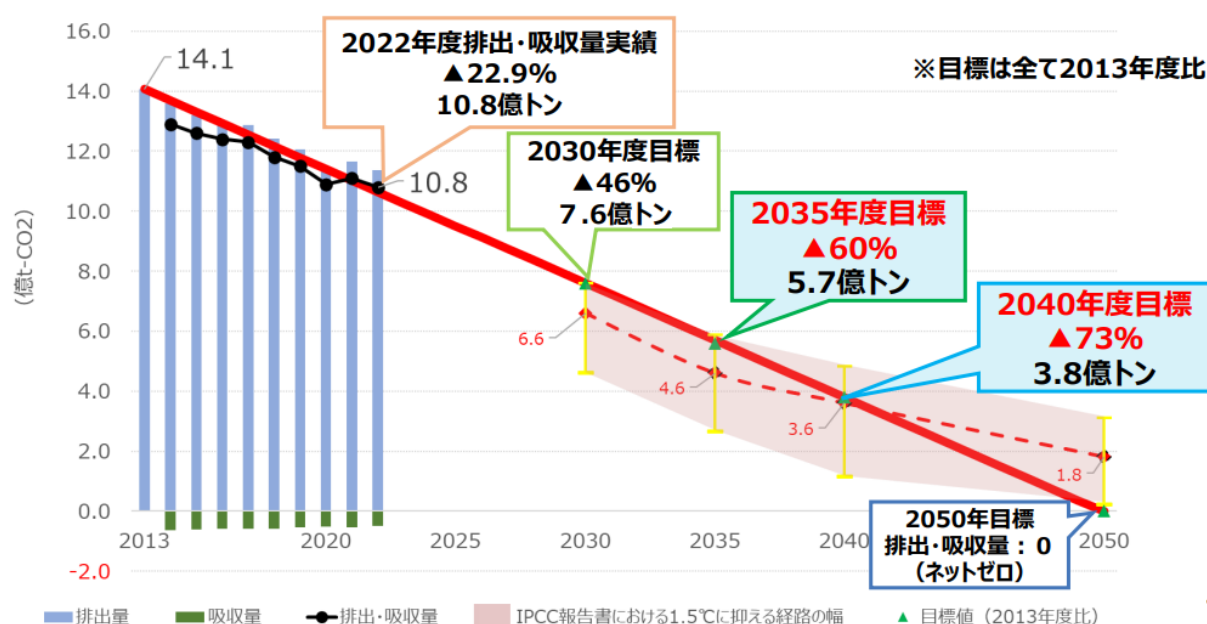


図 1-6 温室効果ガス削減目標

出典 環境省「地球温暖化対策計画の概要」

(3) 生物多様性国家戦略

令和5年3月には、「生物多様性国家戦略 2023-2030～ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ」が閣議決定され、生物多様性の損失と気候危機の二つの世界的な課題は、現象の観点でもそれらへの対応策の観点でも正負の両面から相互に影響しあう関係にあり、一体的に取り組む必要があるとし、2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現、ひいては、2050年のビジョンとして「自然と共生する社会」を掲げています。

2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させ（ネイチャーポジティブ）、2050年ビジョンを達成するためには、「自然保護」「ゼロカーボン」「循環経済（サーキュラーエコノミー）」などすべての分野で取組が必要なことを、図1-7では表しています。

- 生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる（ネイチャーポジティブに向けた行動が急務）
- 30by30 目標（2030年までに陸と海の30%以上を保全）※2021年陸域20.5%、海域13.3%

- ・保護地域（国立公園等）の更なる拡充・管理
 - ・保護地域以外の場所で生物多様性保全に貢献する場所（OECM）の認定
- ※OECM (Other Effective area-based Conservation Measures の略)
- 自然共生サイトの周知・啓発

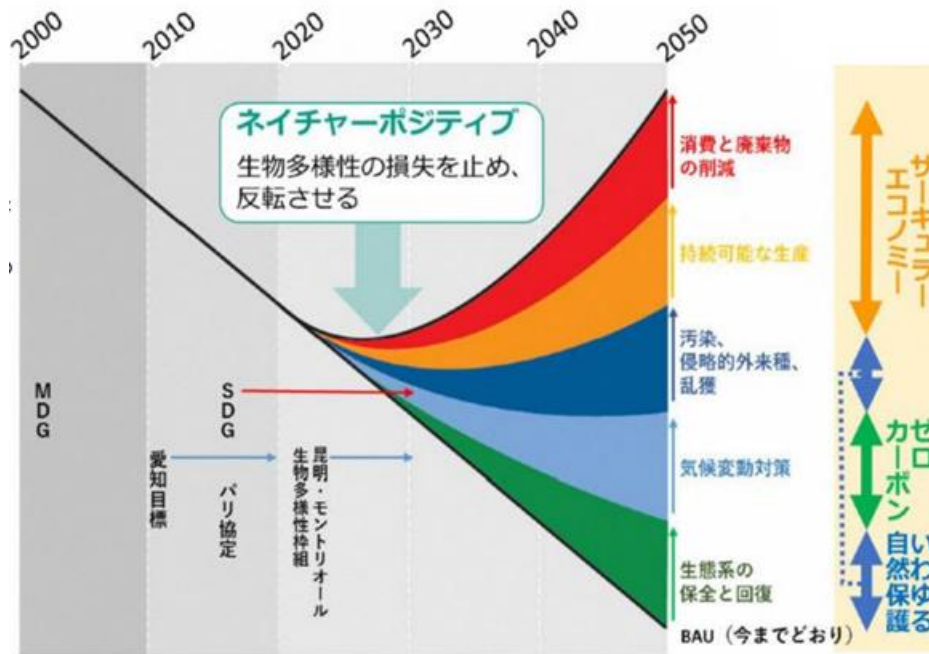
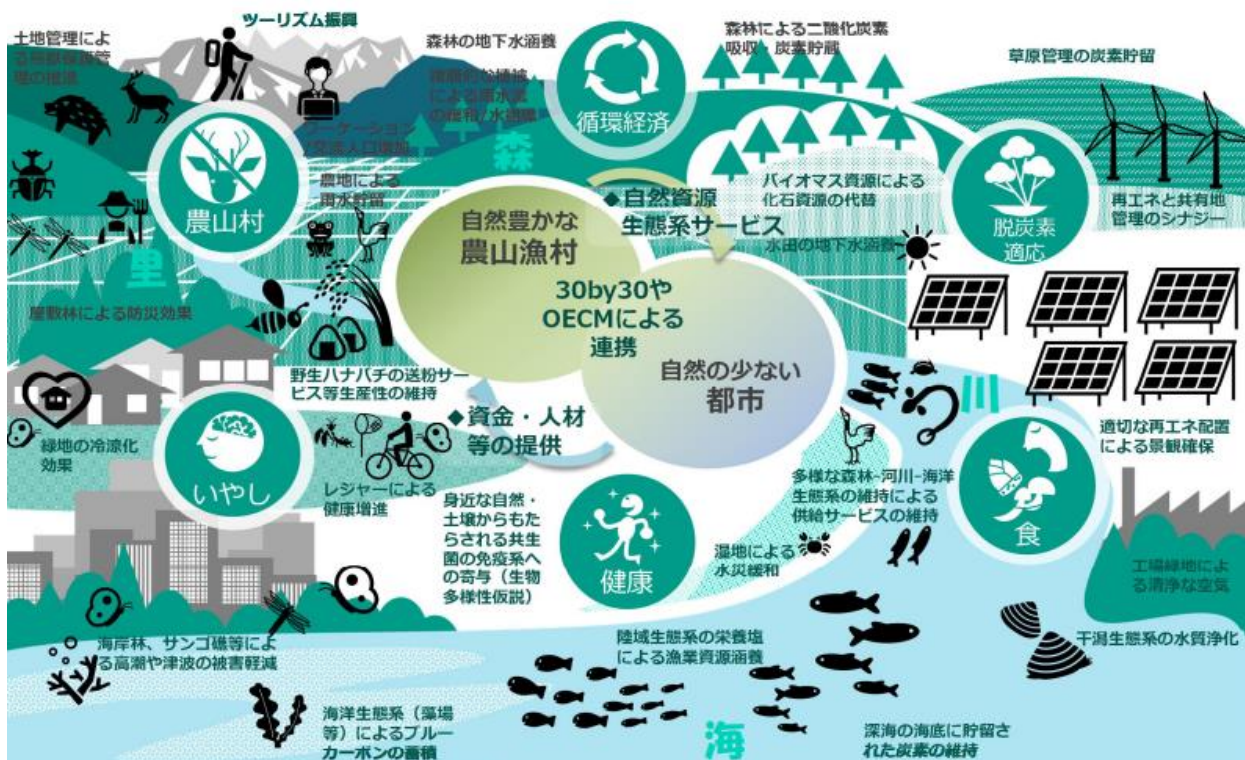


図 1-7 地球規模生物多様性概況第5版

出典 生物多様性条約事務局



出典 環境省「30by30ロードマップ」

図 1-8 30by30実現後の地域イメージ～自然を活用した課題解決～

(4) 第5次循環型社会形成推進基本計画

令和6年8月には「第5次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、循環経済への移行を進め、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展ができる循環共生型の社会を形成することで持続可能な社会を実現し、我々の社会活動の土台となる自然資本への負荷を削減し、「気候変動」、「生物多様性損失」、「汚染」などの環境問題の同時解決につながるとしています。

資源・エネルギーや食糧需要の増大や廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会（リニアエコノミー）活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。

大量生産・大量消費・大量廃棄が一方向に進むリニアエコノミー（線型経済）の考え方を再設計し、あらゆる段階で資源の効率的・循環的利用を図り、資源の投入量や消費量、廃棄を最小限に抑えることと、新しい産業や雇用の創出までを含めた「経済システム」であるサーキュラーエコノミー（循環経済）への転換が求められています。

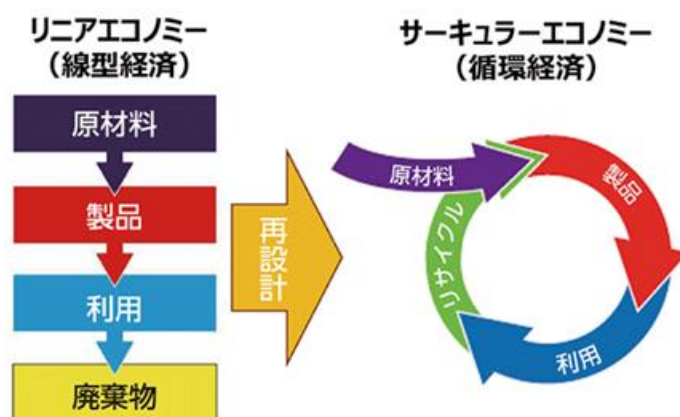


図 1-9 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行
出典 環境省「令和3年版環境・循環型社会・生物多様性白書」

(5) 香川県環境基本計画

～現在改定中～

環境の将来像「県民みんなで作る人と自然が共生する持続可能な香川」の実現に向け、5つの基本目標を設定し推進しています。

表 1-2 5つの基本目標（香川県環境基本計画）

分野	基本目標
各分野にまたがる 基盤整備・地域づくり	環境を守り育てる地域づくりの推進
地球環境分野	脱炭素社会の実現に向けて地域とともに取り組む地球環境の保全
資源循環分野	環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成
自然環境分野	自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進
生活環境分野	安全で安心して暮らせる生活環境の保全

(6) 坂出市環境基本条例

坂出市環境基本条例第3条には、市の環境の保全および創造についての基本理念が定められています。

- 市民が健康で文化的かつ快適な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、現在および将来の市民が享受できるよう、快適な環境の保全および創造に努めます。
- すべての者の積極的な取組と参加により、環境への負荷の低減および持続的発展が可能な都市づくりを目指して、快適な環境の保全および創造に努めます。
- 地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることに鑑み、地球環境保全に資するように積極的に快適な環境の保全および創造に努めます。

第2章 地域概況

1. 自然的状況

(1) 地理・地勢

本市は、東経133度51分38秒、北緯34度18分59秒に位置し、面積は92.46km²です。香川県のほぼ中央部に位置し、東は高松市、西は丸亀市と宇多津町、南は綾川町、北は多島美を誇る瀬戸内海に面し、瀬戸内海を隔てて岡山県に対しています。

市の中心部は海岸沿いに平坦に開け、綾川を中心に豊かな田園地帯が広がっており、北の海側には瀬戸大橋沿いに島々が連なり、瀬戸内海国立公園の美しい景観を見せています。

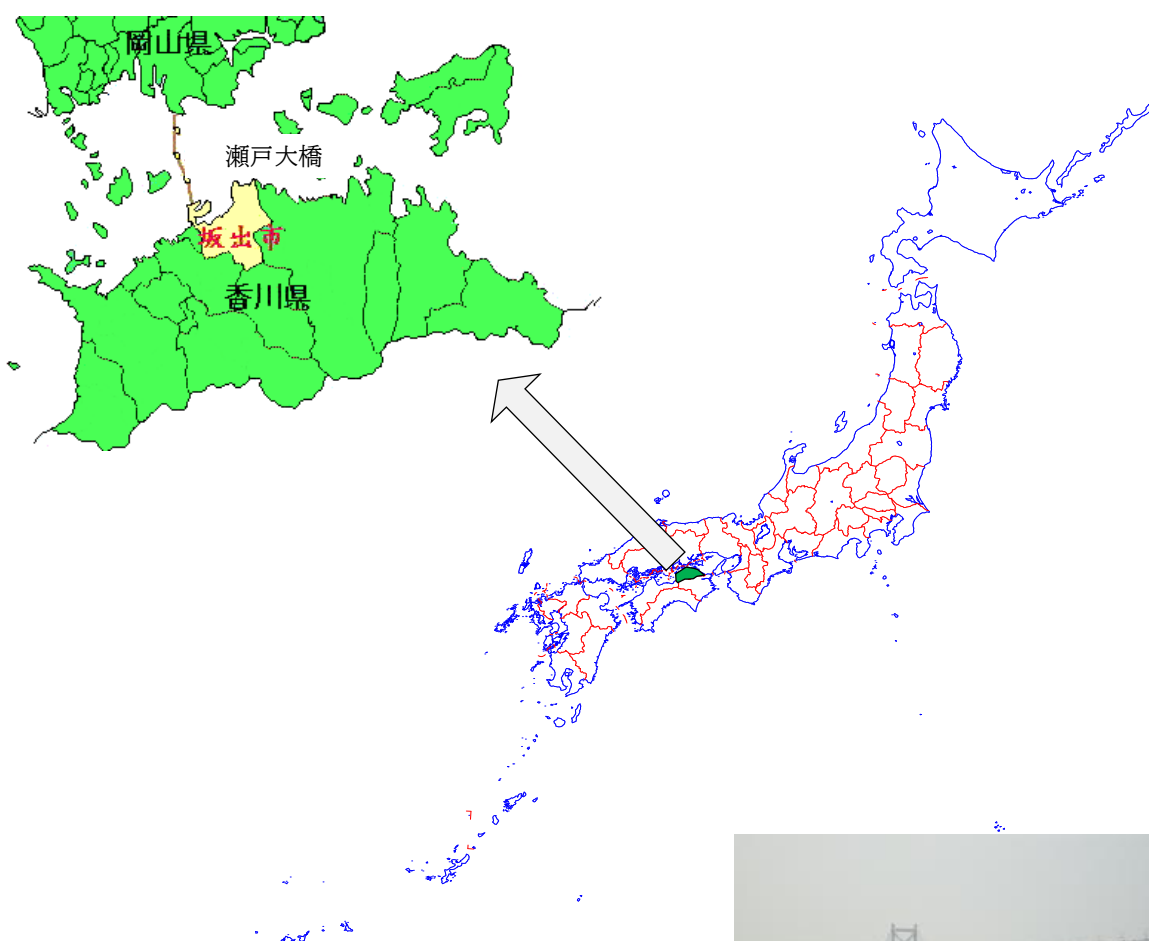


図 2-1 坂出市の位置



図 2-2 (写真) 瀬戸内海シーカヤック

(2) 沿革

昭和 17 年に坂出町と林田村との合併により市制を施行し、昭和 26 年から昭和 31 年までの間に近隣 6 村を合併、昭和 42 年に綾歌郡飯山町の一部を合併して、現在に至っています。

その昔、久米栄左衛門の大開拓事業により、塩田の基礎が築かれ、以来全国でも有数の塩田のまちとして栄え、これに伴い商工業が栄え、塩の積み出し港として、四国屈指の貿易港を持つまちとしても発展してきました。

しかし、長年坂出を支えてきた塩田も度重なる塩業整備や技術革新によって姿を消し、代わって沖合約 1 km に横たわる巨大な州（浅瀬）であった「番の州」を埋め立て、香川県下最大の番の州臨海工業団地が造成されました。本市は、この臨海工業団地によって瀬戸内工業地域の中核都市として重要な位置を占めています。これらにあわせて塩田跡地を活用した港湾開発等により、全国有数の「港湾工業都市」へと変貌を遂げました。

また、昭和 53 年に着工し、9 年半の歳月と 1 兆 1,338 億円の巨費を投じ、坂出市民のみならず、四国島民の長年の夢と希望をのせて「瀬戸大橋」が昭和 63 年に完成しました。瀬戸大橋は、上部に瀬戸中央自動車道、下部に JR 瀬戸大橋線が走る二階建構造の道路鉄道併用橋として、日本の橋梁技術の粋を結集して建設された世界でも例のない長大橋です。この橋は、岡山側から 5 つの島を経て坂出の番の州に至る海上部 9.4km が吊橋、斜張橋、トラス橋の 6 つの橋と高架橋で結ばれています。

平成 4 年には四国横断自動車道（高松自動車道）が開通し、瀬戸中央自動車道と連結されました。さらに、坂出北インターチェンジ（瀬戸中央自動車道）のフルインター化の準備が進められており、本市は本州と四国を結ぶ交通・流通の「要衝」として、その存在価値を高めています。

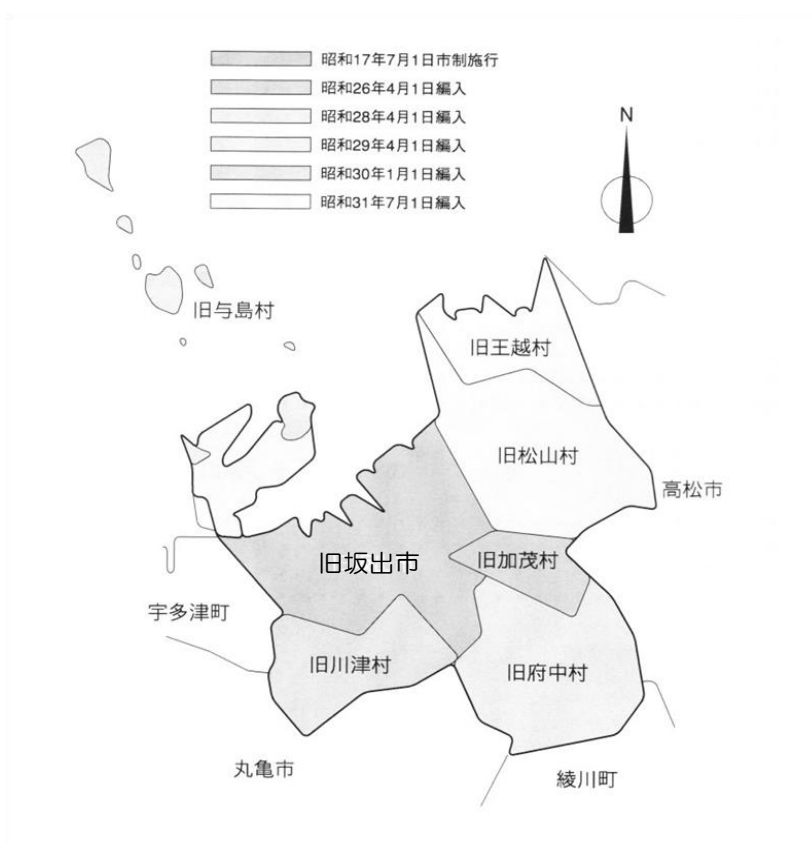


図 2-3 坂出市域の変遷

(3) 土地利用

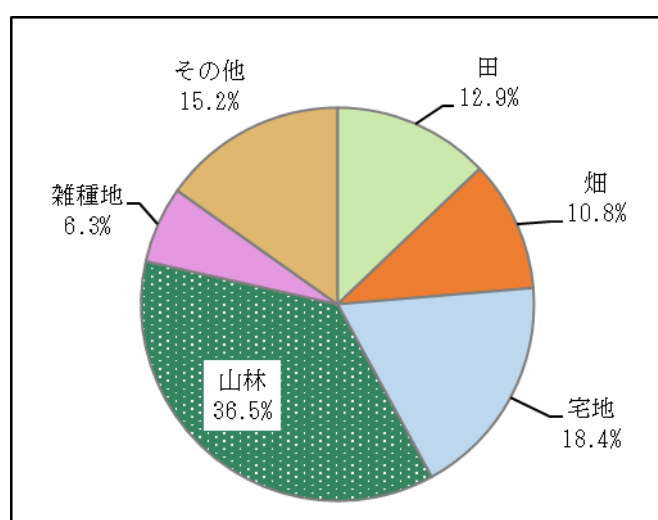
土地利用を見ると、令和7（2025）年1月1日現在、山林が36.5%と最も高く、次いで宅地18.4%、田12.9%、畑10.8%、雑種地6.3%などとなっています。

令和3（2021）年と比較すると、宅地が約0.5%増加し、田で0.2%、畑で0.1%減少しています。

表 2-1 土地利用（令和7年1月1日現在）

単位：千㎡

田	畑	宅地	山林	雑種地	その他	合計
11,923	9,979	16,998	33,731	5,831	14,028	92,490
12.9%	10.8%	18.4%	36.5%	6.3%	15.2%	100.0%



出典 土地に関する概要調書

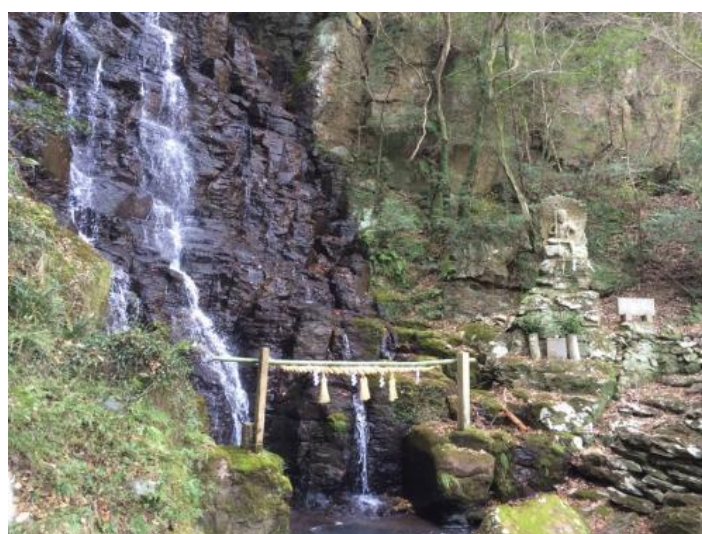
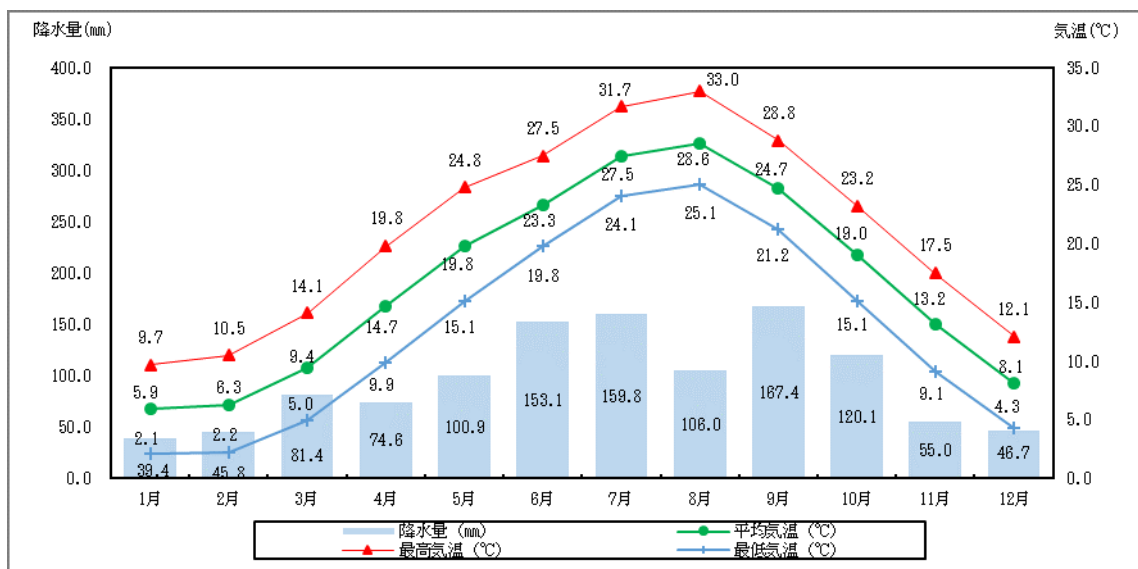


図 2-4 （写真）城山

(4) 気象

高松地方気象台^{*}の過去 30 年間の年平均気温は 16.7℃、年間降水量は 1,150.2mm となっており、気温が穏やかで降水量の少ない典型的な瀬戸内式気候を示していますが、近年は温暖化傾向のためか、台風や集中豪雨等により降水量が多い年もあります。

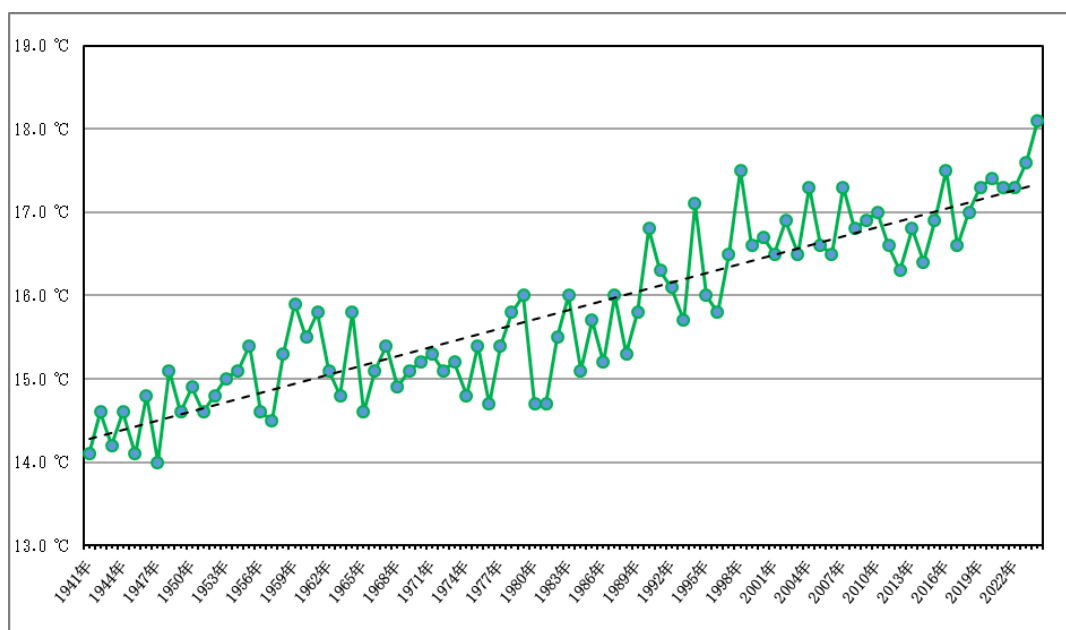
^{*}坂出市には気象観測所がないので、高松地方気象台のデータを用いています。



出典 気象庁（気温1991～2020年、降水量1991～2020年の平均値）

図 2-5 高松気象台の気温・降水量

高松地方気象台の日平均気温の推移を詳細に見ると、下図の線形近似（点線）が右肩上がりを示しているように、変動を繰り返しながら、近年、気温は上昇傾向にあり、この 84 年の間に約 4℃上昇しています。



出典 気象庁（日平均気温の年間の数値）

図 2-6 高松地方気象台の日平均気温の推移

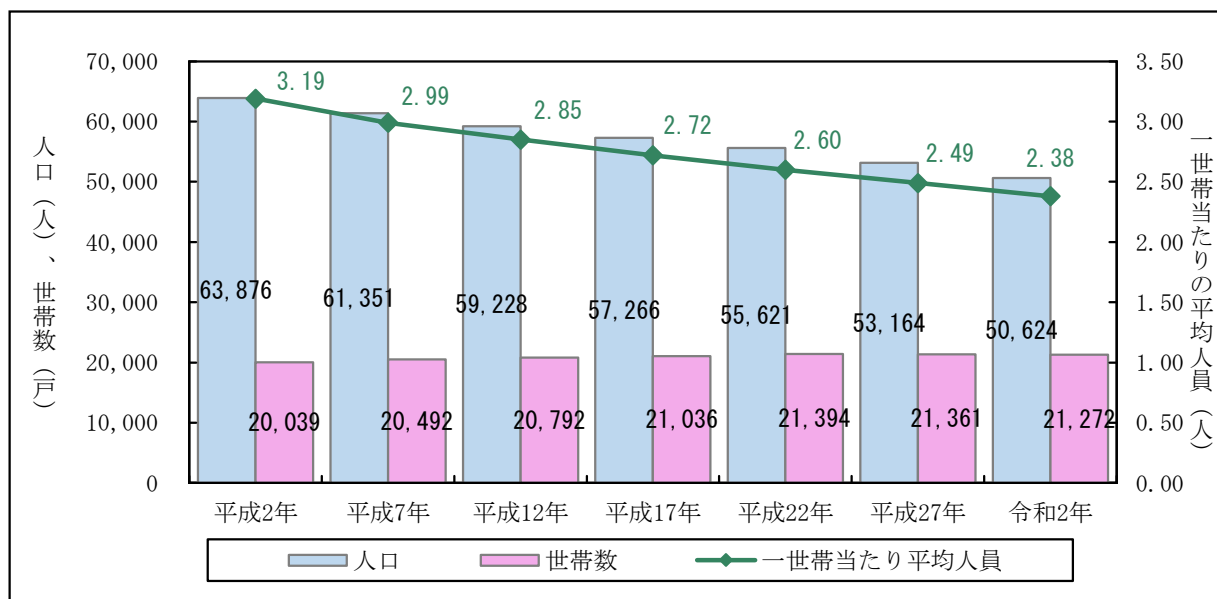
2. 社会的状況

(1) 人口、世帯数などの推移

令和2年国勢調査による人口は50,624人で、県人口の5.3%にあたります。1km²当たりの人口密度は547人で香川県の506人よりやや高くなっています。

人口の推移としては、昭和51年の67,650人をピークに、その後は減少傾向が続いています。人口減少の要因を人口動態で見ると、平成2年以降、自然動態は死亡数が出生数を上回り、社会動態でも、転出数が転入数を上回る傾向が続いています。

近年30年間の推移を見ると、平成2年から令和2年にかけて、人口が20.7%減少し、世帯数が6.2%増加し、1世帯当たり人員は3.19人から2.38人へと0.81人減少しています。



出典 国勢調査

図 2-7 人口・世帯数および世帯人員の推移



図 2-8 (写真) 坂出大橋まつり

(2) 産業別従業者数

令和3年の事業所数は2,656箇所、従業者数は28,485人となっています。産業別に見ると、事業所数は「卸売業、小売業」が612箇所と最も多く、次いで「建設業」、「製造業」と続いています。また、従業者数では、製造業が6,871人と最も多く、次いで「卸売業、小売業」、「医療、福祉」などとなっています。

平成28年当時と比較すると、事業所数は減少(-289箇所)、従業者数も減少(-532人)しています。

表 2-2 産業別事業所数・従業者数の推移（令和3年）

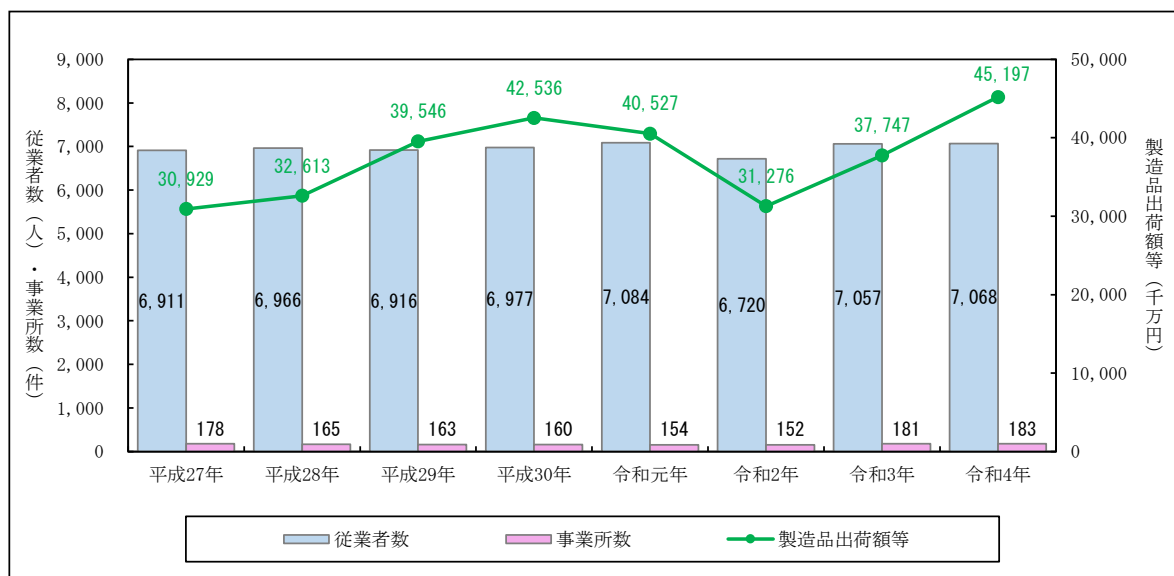
産業大分類	令和3年度	
	事業所数	従業者数
総数	2,656	28,485
A 農業、林業	43	574
B 漁業	2	9
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	1
D 建設業	274	2,249
E 製造業	263	6,871
F 電気・ガス・熱供給・水道業	6	168
G 情報通信業	13	83
H 運輸業、郵便業	162	3,346
I 卸売業、小売業	612	4,367
J 金融業、保険業	29	483
K 不動産業、物品賃貸業	219	656
L 学術研究、専門・技術サービス業	92	605
M 宿泊業、飲食サービス業	219	1,413
N 生活関連サービス業、娯楽業	187	676
O 教育、学習支援業	67	535
P 医療、福祉	221	4,332
Q 複合サービス事業	25	348
R サービス業 (他に分類されないもの)	221	1,769
第1次産業	45	583
第2次産業	538	9,121
第3次産業	2,073	18,781

出典 経済センサス

(3) 工業

経済構造実態調査によると、令和4年は事業所数 183、従業者数 7,068 人、製造品出荷額等 45,197 千万円となっています。

平成 27 年からの変動を見ると、従業者数及び事業所数は微増・微減を繰り返して、ほぼ横ばいの状態で推移しています。また、製造品出荷額等は、平成 30 年にピークを迎えましたが、令和 2 年に減少しました。その後、令和 3 年以降は再び増加に転じています。



出典 工業統計調査（平成27年～令和元年）、経済センサス活動調査（令和2年）、経済構造実態調査（令和3年～令和4年）

図 2-9 事業所数、従業者数および製造品出荷額等の推移

(4) 特定用途制限地域

特定用途制限地域は、用途地域の指定のない区域において良好な環境の形成または保持を図る観点から立地が望ましくない用途の建築物等を特定し、その立地を規制するものです。

指定地域は、用途白地地域（旧市街化調整区域）の全域です。運用は、国道および県道・2車線片側歩道以上の市道沿線の一部を幹線沿道一般型、それを除く全域を一般環境保全型として規制しています。

表 2-3 特定用途制限地域

種類	面積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要
特定用途制限地域 (幹線沿道一般型)	約 355ha	<ul style="list-style-type: none"> ・危険性や環境を悪化させる恐れが大きい工場 ・危険物の貯蔵、処理の量が多い施設 ・風俗営業施設
特定用途制限地域 (一般環境保全型)	約 6,516ha	<ul style="list-style-type: none"> ・危険性や環境を悪化させる恐れがある工場等 ・危険物の貯蔵、処理の用に供する施設 ・風俗施設等 ・ホテル、旅館、パチンコ店
合計	約 6,871ha	

(5) 都市計画

王越地区の一部および島しょ部（3島）を除き、ほぼ全域が都市計画区域に指定されています。用途地域を除き、長年市街化調整区域となっていたため、開発が制限されてきましたが、平成16年5月に市街化区域と市街化調整区域を区分する線引きを廃止し、特定用途制限地域を指定したことにより、郊外部の開発が可能となっています。

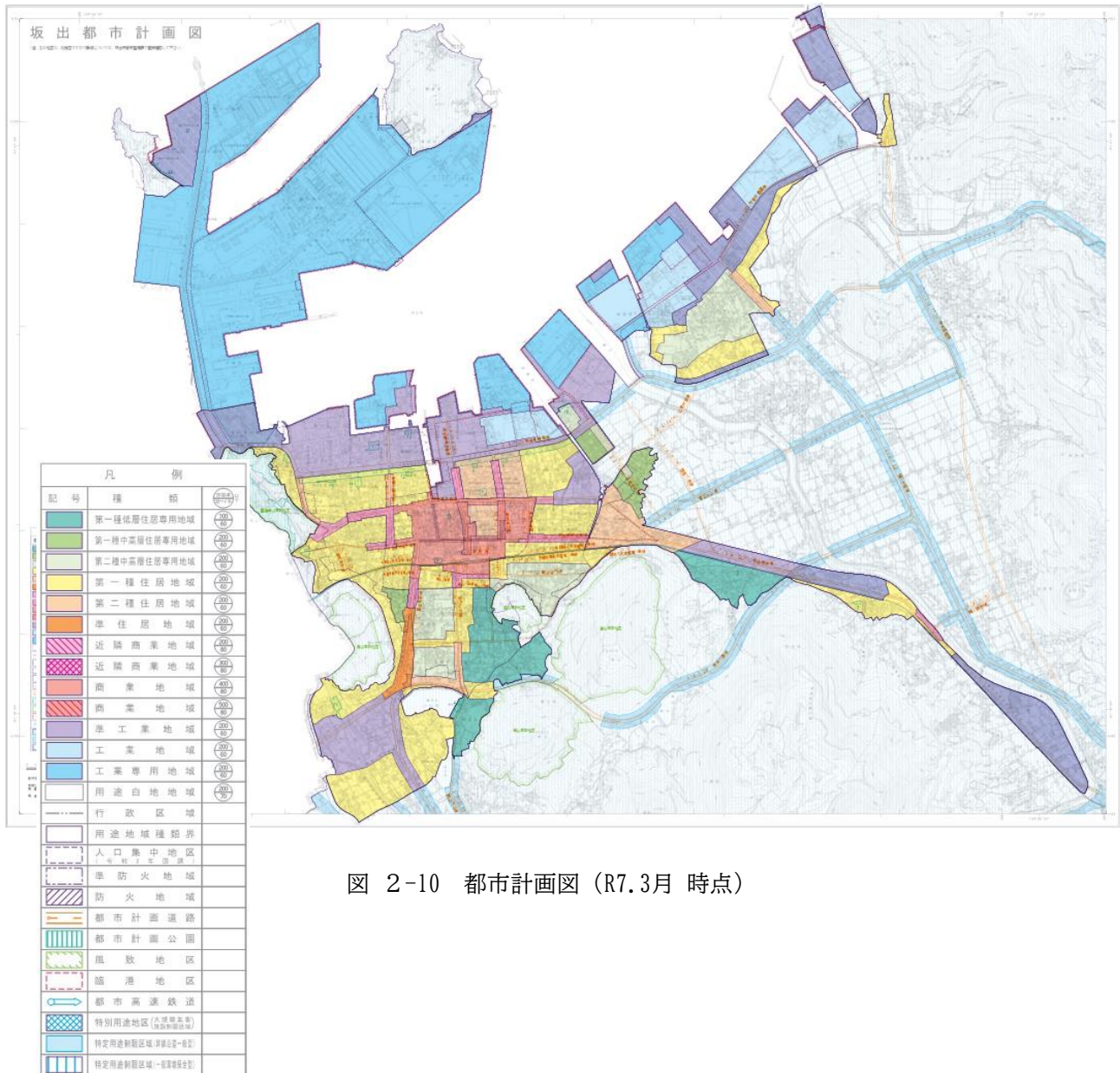
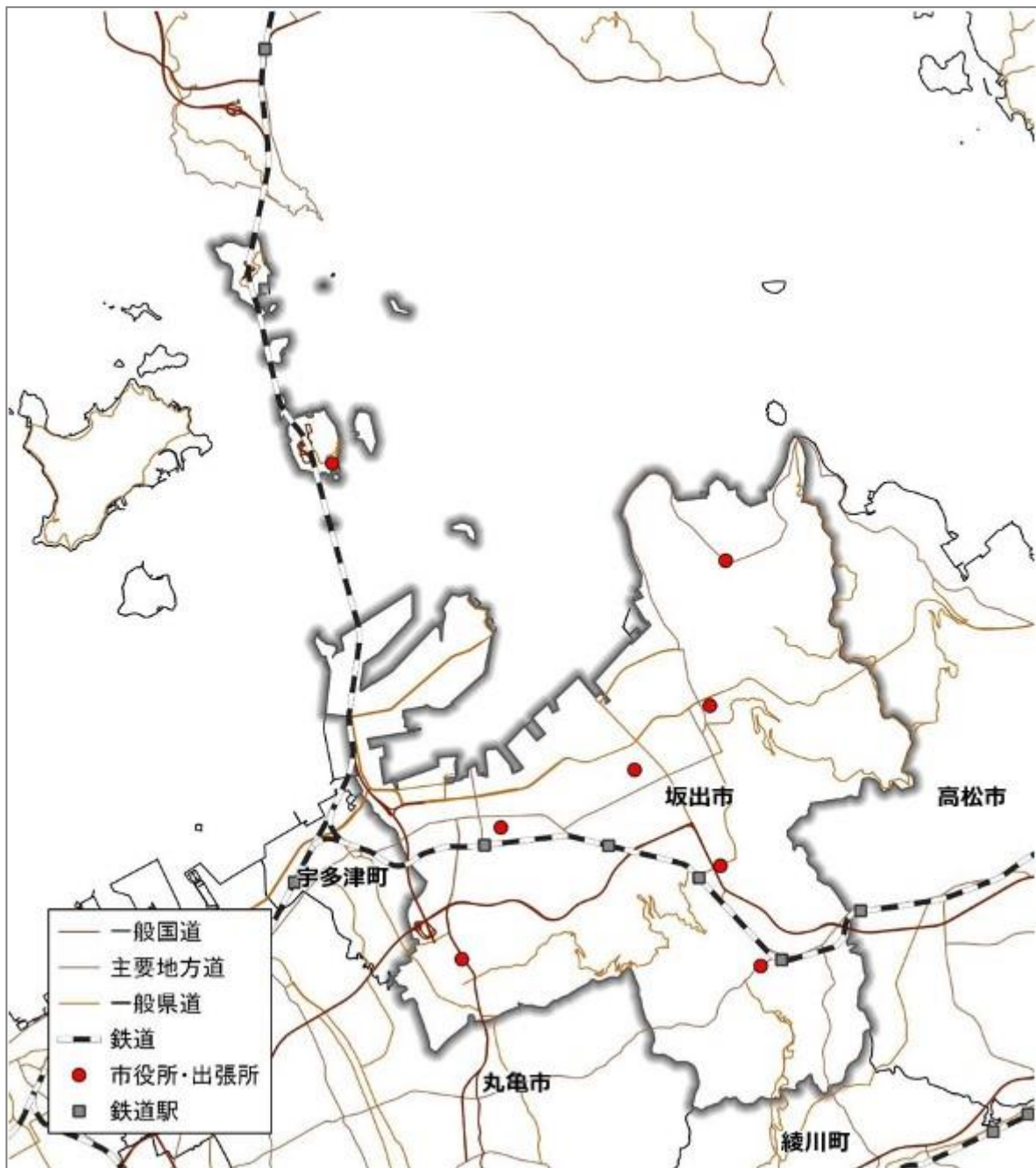


図 2-10 都市計画図 (R7.3月 時点)

(6) 運輸交通

① 交通ネットワーク

交通ネットワークについては、鉄道として市域をほぼ東西に横切る予讃線と瀬戸大橋を通る瀬戸大橋線があります。道路については、高速道路として瀬戸中央自動車道、高松自動車道、国道として11号と438号があり、その外にいくつかの主要地方道と一般県道があります。



出典 坂出市地域公共交通計画

図 2-11 交通ネットワーク

② 公共交通

公共交通については、鉄道は予讃線と瀬戸大橋線があります。また、JR坂出駅を起点とし、郊外部の各地域を結ぶ路線バスやデマンド型乗合タクシー、中心市街地においては、循環バスがあります。



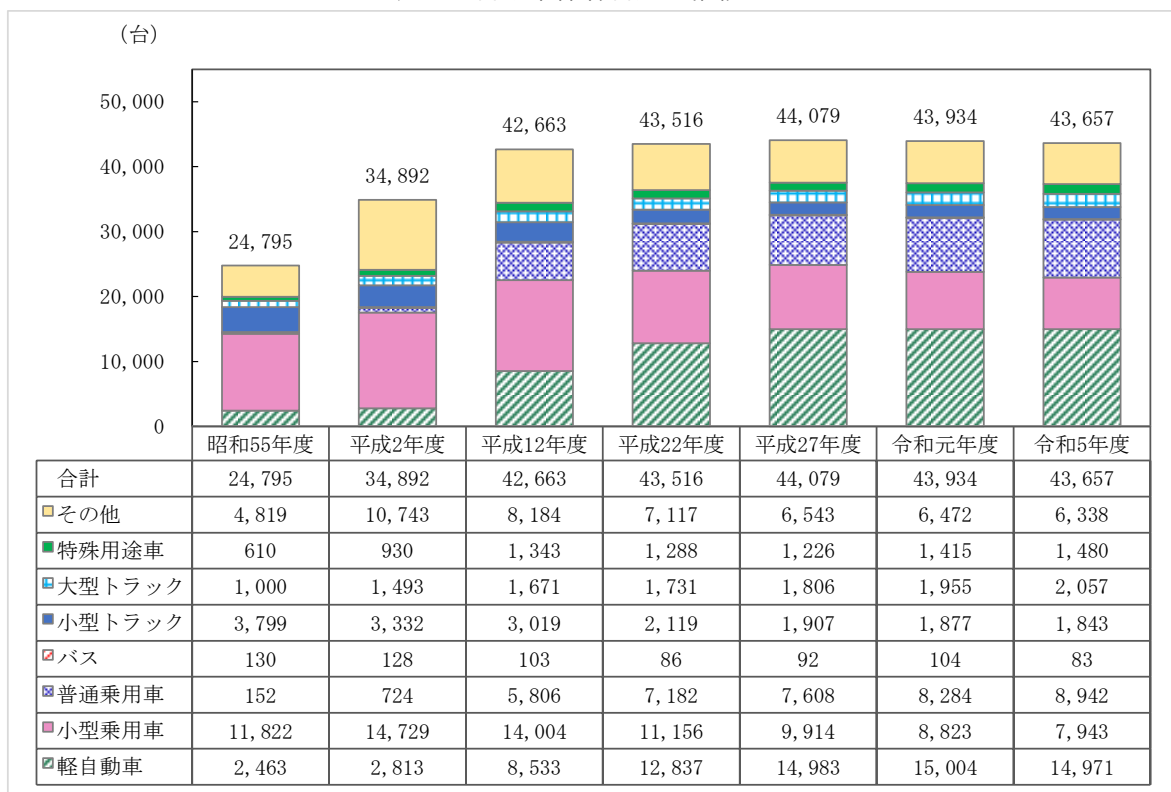
出典 坂出市公共交通マップ (R6.10月1日現在)

図 2-12 公共交通

③ 自動車保有台数

自動車保有台数の推移を見ると、普通自動車と小型自動車を合わせた乗用車の台数については、平成12年度以降横ばいで推移しています。一方、軽自動車は令和元年度まで増加傾向が続いたものの令和5年度は減少しています。また、貨物車については、大型トラックが増加し、小型トラックが減少しています。

表9 自動車保有台数の推移



出典 四国運輸局香川運輸支局

図 2-13 自動車保有台数の推移



図 2-14 (写真) 瀬戸大橋の夜景

3. 環境関連法令

本市の環境関連の条例等としては、「環境基本条例」をはじめ「公害防止条例」、「環境美化条例」など様々なものがあります。

表 2-4 関係条例等

区分	法令名	制定年月日
環 境	坂出市公害防止条例	昭和47年4月5日
	坂出市環境美化条例	平成14年3月26日
	坂出市環境基本条例	平成15年3月31日
廃棄物	坂出市下水道条例	昭和60年4月1日
	坂出環境センター条例	平成3年3月26日
	坂出市廃棄物の処理および清掃に関する条例	平成8年3月28日
	坂出市リサイクルプラザ条例	平成11年9月30日
	坂出市特定家庭用機器廃棄物の取扱いに関する条例	平成12年12月25日
身近な 自 然	坂出市都市公園条例	昭和59年10月1日
	坂出市緑化条例	昭和60年12月23日
	坂出市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則	平成15年3月31日
	坂出市風致地区内における建築等の規制に関する条例	平成24年12月28日



図 2-15 (写真) 小与島のササユリ

4. まとめ

本章の地域概況を取りまとめると、以下の通りとなります。

表 2-5 本市の地域概況

状況	地域概況
自然的状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の中心部は海岸沿いに平坦に開け、綾川を中心に豊かな田園地帯が広がっており、北の海側には瀬戸大橋沿いに島々が連なり、瀬戸内海国立公園の美しい景観を見せています。 ・土地利用状況は、令和7年1月1日現在、山林が36.5%と最も高く、次いで宅地18.4%、田12.9%、畑10.8%、雑種地6.3%となっており、令和3年と比較すると、宅地が約0.5%増加し、田で0.2%、畑で0.1%減少しています。※1 ・過去30年間の年平均気温は16.7℃、年間降水量は1,150.2mmとなっており、気温が穏やかで降水量の少ない典型的な瀬戸内式気候を示していますが、近年は温暖化傾向のためか、台風や集中豪雨等により降水量が多い年もあります。※2 ・本市周辺における近年の気温は上昇傾向にあり、昭和16年（1941年）から令和6年（2024年）の84年の間に約4℃上昇しています。※3
社会的状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本市における人口・世帯数は、平成2年から令和2年にかけて20.7%減少し、世帯数は6.2%増加し、1世帯当たり人員は3.19人から2.38人へと0.81人減少しています。※4 ・令和3年の事業所数は2,656箇所、従業者数は28,485人となっており、平成28年当時と比較すると、事業所数は減少（-289箇所）、従業者数も減少（-532人）しています。※5 ・公共交通については、鉄道は予讃線と瀬戸大橋線があります。また、JR坂出駅を起点とし、郊外部の各地域を結ぶ路線バスやデマンド型乗合タクシー、中心市街地においては、循環バスがあります。 ・自動車保有台数は、平成12年度以降横ばいで推移している一方、軽自動車は近年減少、また、貨物車については、大型トラックが増加し、小型トラックが減少しています。※6
環境関連法令	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の環境関連の条例等としては、「環境基本条例」をはじめ「公害防止条例」、「環境美化条例」など様々なものがあります。

※1 出典 土地に関する概要調書

※2 出典 気象庁（気温、降水量の平均値）

※3 出典 気象庁（日平均気温の年間の数値）

※4 出典 国勢調査（5年に1度の調査）

※5 出典 経済センサス（5年に1度の調査）

※6 出典 四国運輸局香川運輸支局（自動車保有台数の推移）